

総務環境常任委員会会議記録

日 時 平成31年3月15日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午後 1時34分 散会

付託事件

議案第1号，議案第2号，議案第3号，議案第6号，議案第7号，議案第8号，議案第9号，議案第10号，議案第11号，議案第12号，議案第26号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く），議案第33号，議案第39号，議案第42号，議案第43号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く），議案第48号，平成31年陳情第1号，平成31年陳情第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 1号 中核市の指定に係る申出について
- ② 議案第 2号 公の施設の広域利用に関する協議について
- ③ 議案第 3号 水戸市空家等対策の推進に関する条例
- ④ 議案第 6号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第 8号 水戸市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第 9号 水戸市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑧ 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- ⑨ 議案第11号 水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- ⑩ 議案第12号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑪ 議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款，第6款，第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分，産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）

- ⑫ 議案第33号 平成31年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑬ 議案第39号 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について
- ⑭ 議案第42号 土地の取得について（総合運動公園市民球場用地）
- ⑮ 議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）
- ⑯ 議案第48号 平成30年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）

(2) 陳情審査

- ① 平成31年陳情第1号 虚偽申請による家庭ごみ集積所の撤去を求める陳情
- ② 平成31年陳情第2号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情

2 出席委員（6名）

| | | | | |
|-----|-----------|-----|----------|---------|
| 委員長 | 安 藏 | 栄 君 | 副委員長 | 鈴木 宣子 君 |
| 委員 | 土 田 記代美 君 | 委員 | 須 田 浩和 君 | |
| 委員 | 伊 藤 充 朗 君 | 委員 | 福 島 辰三 君 | |

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（3名）

| | | | |
|----|-----------|----|---------|
| 議長 | 田 口 米 蔵 君 | 議員 | 五十嵐 博 君 |
| 議員 | 松 本 勝 久 君 | | |

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-----------|-------------|------------|-------------|
| 副市長 | 田 尻 充 君 | | |
| 市長公室長 | 武 田 秀 君 | 国体推進局長 | 小 嶋 いつみ 君 |
| 秘書課長 | 天 野 純 一 君 | 政策企画課長 | 長 谷 川 昌 人 君 |
| 交通政策課長 | 須 藤 文 彦 君 | 情報政策課長 | 北 條 佳 孝 君 |
| みとの魅力発信課長 | 沼 田 誠 君 | 国体総務課長 | 村 沢 晶 弘 君 |
| 国体競技課長 | 大 久 保 克 哉 君 | | |
| 総務部長 | 荒 井 幸 君 | 総務部参事兼人事課長 | 田 中 誠 一 君 |
| 総務法制課長 | 上 垣 外 泰 之 君 | 行政改革課長 | 川 上 悟 君 |
| 中核市移行推進課長 | 宮 川 孝 光 君 | 財産活用課長 | 谷 津 茂 男 君 |
| 新庁舎整備課長 | 熊 田 泰 瑞 君 | | |
| 財務部長 | 園 部 孝 雄 君 | 税務事務所長 | 小 林 光 宏 君 |

| | | | |
|------------------------|--------|------------------------|--------|
| 財政課長 | 梅澤正樹君 | 契約検査課長 | 青山和夫君 |
| 市民税課長 | 安里裕行君 | 資産税課長 | 亀井俊道君 |
| 収税課長 | 佐々木信也君 | | |
| 市民協働部長 | 鈴木吉昭君 | 市民協働部長 副部長 | 横須賀好洋君 |
| 市民協働部 技監 | 大和直文君 | 市民協働部 参事兼 文化交流課長 | 菊池浩康君 |
| 市民生活課長 | 小川邦明君 | 防災・危機 管理課長 | 高安正紀君 |
| 新市民会館 整備課長 | 篠原芳之君 | スポーツ課長 | 柏直樹君 |
| 体育施設 整備課長 | 太田達彦君 | 男女平等 参画課長 | 石塚美也君 |
| 市民課長 | 野澤昌永君 | | |
| 生活環境部長 | 川上幸一君 | 生活環境部 参事 | 佐藤則行君 |
| 生活環境部 参事兼 ごみ対策課長 | 篠原勤君 | 生活環境部 参事兼 清掃事務所長 | 齋藤利光君 |
| 環境課長 | 林栄一君 | 衛生管理課長 | 渡邊徳子君 |
| 新ごみ処理施設 整備課長 | 宮田正一君 | | |
| 会計管理者 | 弓野保君 | 参事兼 会計課長 | 小田木義弘君 |
| 選挙管理委員会 事務局長 | 石田顕男君 | | |
| 監査委員 事務局長 | 綿引信明君 | 監査委員 事務局次長 | 和田隆君 |
| 議会事務局長 | 小嶋正徳君 | 議会事務局 次長兼 総務課長 | 関谷勇君 |

6 事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議事課長補佐 | 永井直人君 | 書記 | 玉田誠一君 |
|--------|-------|----|-------|

午前10時 0分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第1号ほか15件、それに陳情2件であります。

お諮りをいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第1号ほか15件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、初めに、昨日の委員会で請求しました、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）に関する資料について、執行部から説明を願います。

初めに、高安防災・危機管理課長。

○高安防災・危機管理課長 昨日の委員会において資料の請求をいただきました、2款1項19目原子力防災経費の内訳につきまして、防災・危機管理課提出の資料により御説明いたします。

報酬につきましては、放射線測定に係る嘱託員報酬及び交通費、防災会議の委員報酬として184万1,000円を見込んでおります。

共済費につきましては、嘱託員の社会保険料等でございます。

報償費につきましては、安定ヨウ素剤保管管理者報償金、水戸市原子力防災対策会議報償金として64万3,000円を見込んでおります。

旅費につきましては、職員の研修等への参加や広域避難計画策定に伴う市町村間調整にかかる旅費などで、38万3,000円を見込んでおります。

需用費につきましては、地域防災計画の印刷費、原子力車両等の修繕等に要する経費などとして、128万3,000円を見込んでおります。

役務費につきましては、防災インフォメーション放送にかかる広告料、空間放射線測定器の校正手数料などとして、51万8,000円を見込んでおります。

使用料及び賃借料につきましては、会場使用料及び高速道路使用料として、24万6,000円を見込んでおります。

備品購入費につきましては、原子力広報用DVDの購入費として、112万2,000円を見込んでおります。

負担金、補助金につきましては、茨城原子力協議会負担金、研修負担金などとして、7万2,000円を見込んでおります。

内訳額につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、太田体育施設整備課長。

○太田体育施設整備課長 続きまして、水戸市の体育施設につきまして、体育施設整備課提出の資料①により御説明させていただきます。

この資料につきましては、表の左側から、施設の名称、主な施設の内容、所在地を整理したものでございます。表の上段から、千波公園テニスコートを初め、青柳公園、総合運動公園、大塚池公園、東町運動公園など、市内に27カ所の体育施設がございます。各施設の主な施設の内容、所在地につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、小吹運動公園屋内プール熱源整備につきまして、体育施設整備課提出の資料②により御説明させていただきます。

1の工事の概要につきましては、小吹清掃工場の稼働停止に伴いまして、小吹運動公園屋内プールの熱源として、ガス式温水ボイラーを新設するものでございます。

2の工事費及び維持管理費につきましては、工事費といたしまして1億2,000万円、維持管理費といたしまして、概算ではございますが、年間1,450万円を見込んでございます。

参考といたしまして、下段に小吹運動公園屋内プールの概要を記載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 それでは、付託議案につきましては一通りの説明を受けましたので、これより各議案について順次質疑を行います。

初めに、議案第1号 中核市の指定に係る申出について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 議案第1号 中核市の指定に係る申出について、1つだけ質問というか、確認というか、お聞きしたいんですけども、中核市に移行をすると、さまざまな業務が県から水戸に移ってくるわけですけども、中でも、今進めていますけれども、保健所ですとか動物愛護センターですとか、県自体もきちんと機能し切っていない、人材が集まらなかったり、機能がうまくいってなかったり、県のほうでも縮小、統廃合の検討を今していたりして、実際に保健所、動物愛護で人材確保していくというのは、本当に大変なことになると思うんですけども、その辺ちゃんと大丈夫なのかどうかという心配が、どうしてもあるということなんです。

特に、保健所はお医者さんの確保が大変というのもあって、そのままですし、県のほうの動物愛護センターでも、獣医師さんがいるけれども、実際に臨床経験を持っていらっしゃる獣医師さんじゃない方がやっていたりして、例えば入ってきたわんちゃんを雄か雌か間違っちゃったり、そんなことも起きていて、実際には、これから動物殺処分ゼロを水戸市でも、動物愛護センターをつくる以上は殺処分ゼロを目指していかなくちゃいけないわけで、避妊去勢手術ですとか、負傷動物の治療ですとか、それも現実にはできるような獣医師さんを入れていかないと機能していかなくなるという、なかなか難しいことなんですけれども、その辺、大丈夫なのか聞いても変なんですけれども、一応どんな状況かというのを願います。

[発言する者あり]

○安藏委員長 宮川中核市移行推進課長。

○宮川中核市移行推進課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

中核市移行の準備でございますけれども、これまで平成27年度から県と協議を始めまして、29年度から保健所の事務等に研修生を送るなど、人材の育成等を進めてきたところでございます。今後も、引き続き実務研修等を実施するとともに、県との引き継ぎを進めまして、円滑な事務の実施をしてまいります。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 ぜひ、本当に大変なことだと思うので、しっかり取り組んでいただきたいということと、あともう一つ要望、要望というか、ちょっとリクエストなんですけれども、動物愛護センターに関して言うと、茨城の指導センターは余り評判がよくないというか、全国的に見ても殺処分ゼロの体制が進んでいなくて、全国にはあちこちで、もうゼロを実現している自治体も出てきているので、できることなら研修、茨城のセンターで覚えてくるよりも、先進的なところに行って、先進的な取り組みを覚えてきて、せっかく研修に行くんだから、したらいいのではないかという、そういった研究、検討もお願いしたいと思います。

○安藏委員長 答弁はいいですね。

○土田委員 はい。

○安藏委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、議案第1号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議について、質疑のある方は、発言願います。

須田委員。

○須田委員 資料請求させていただいたんですけれども、議案第2号と26号に係るものとして資料請求しまして、この26号参考資料において、ちょっとお聞きしたいんですけれども、広域利用のときに、お互いに、私はあそこの那珂市の公園施設があるんじゃないかな、なんてことをちょっと思うときがあるんですけれども、参考資料で言うと、内原ヘルスパークの下、石川市民運動場以下いろいろな運動場が、実は多目的広場として利用されて、ソフトボールが使える場所もあるということなんですけど、これに関しては、私はその広域利用に関しては、私たち市民の税金で建てたものを同じ条件で他市の人間が借りるとするのは、水戸市にとって損失であるという考えをしていますので、やることにしても反対するわけじゃありませんけれども、本来はそれを守って行って、他市の人が使う場合には、当然水戸市のほうが施設は多いわけでありまして、他市から来たところで、他市の人が、いや、水戸にお世話になったなど、いずれ合併しなきゃなんないな、なんて思うような施策でもないわけですから、ただ単に、安く、安価に利用するということがばかりになっていると思っている、そういう前提があるんですが、ただ、やったからには全部に貸さなきゃならないと。そして、相手が貸してくれないものに関しては、求めなきゃいけないと思っています。そういう意味では、この石川市民運動場以下、何施設かに関して、管理の問題もあるんでしょうけれども、この資料に載っていない理由を教えてくださいたいんですけれども。

○安藏委員長 長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

資料の①の石川市民運動場以下の若宮市民運動場までが、広域利用の対象になっていないのではないかという御質問だと思えますけれども、こちらにつきましては、今回の協定の中では、料金を取っていない施設については、協定書の中には入れ込まなくても住民外でも利用できるということなので、そのために今回の議案の中での施設の対象にはなっていないということでございます。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、ごめん、もう一回ね。料金を取っていない施設に関しては、当然別表の中には入ってこないけれども、例えばひたちなか市とか那珂市とか、そういった方々も借りられるということではないでしょうか。

○安藏委員長 長谷川課長。

○長谷川政策企画課長 その利用につきましては、ほかの市町村の住民も使用できるということになってございます。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 そうね、料金が発生するから、その同じ条件でというのが、今回この協定書の中に入っているものなのね。

仮に、ちょっと確認なんですけれども、じゃ、これを、石川市民運動場から以下、若宮市民運動場までを借りられるかどうかというのは、ひたちなかの人はどういう方法で、何らかのパンフレットとか、そういう告知がされているのでしょうか。逆に言うと、私たちのほうも知りたいという意見でありますので、ぜひそこら辺がどうなっているかだけ教えてください。

○安藏委員長 長谷川課長。

○長谷川政策企画課長 周知ということの御質問でございますけれども、それぞれの9市町村の公の施設、利用できる施設を一覧表にまとめたパンフレットを作成いたしまして、各施設には配置しています。あと、ホームページ等でも利用できる施設のほうの周知を図っているというところでございます。

[「わかりました」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 そのほかございますか。

福島委員。

○福島委員 私は、議案に関連することなんだけれども、施設の利用の中で、例えば今度は、東町もできることです。私が言いたいことは、最初に言っちゃいますが、例えば水戸でマラソンやりますよと言えば、この関連する団体にお手伝いをしてもらおう。また、向こうで、例えば勝田マラソンがあれば、こっちの施設の関係者何人かがお手伝いに行くと。というのは、私はスポ振の理事をやっていますから、よく聞いたんですが、この頭の、執行部なりの協議会はできているけれども、現場の管理者の協議会はできていないということらしいんです。

例えば、私が言いたいのは、草刈り機がいっぱいあるよと。水戸は黄門マラソンやったら、草抜きが足んないよと。足んないばかりか、どうぞ無料でお手伝いに来てくださいよという動員計画もできるわけです。それから、水戸が、例えば勝田マラソンならば、スポ振のほうからお手伝いに行くこともできる。そういう、お互いの施設を管理している、水戸ならスポ振なんですけど、協議会というのができていないみたいなんです

よ。あくまでも、利用者同士。

というのは、この施設利用が将来に向けて活発化するのには、施設の担当者が水戸へ行きまして、太田へ行きまして、ひたちなかへ行きましてよというような現場を見て、ああ、こういうところが、水戸の利用者に対して、いや、こういうところもいいですよと、お互いに協力し合える、利用し合える。そして、将来において、どっちみち水戸がみんな管理しなきゃなんないんだから、全部把握すると。そりゃ、現場の人が全然、この本日出された、執行部だけで現場の人が全然かかわっていないというのは、私は将来に向けてはおかしいんじゃないかと。お互いに協力し合えるものは協力すると、お互いに助け合えるものは助け合うと、そういうことになれば、例えばお互いの施設が、草ぼうぼうだったり、あれだったり、また利用率も高まったり、それから管理運営もスムーズにいくんじゃないかということ、現場じゃないからわかんないけれども、事務レベルばかりじゃなくて、現場の協議会もつくるように強く要望しておきます。いいです、それで。

○安藏委員長 要望でいいですか。

○福島委員 要望でいい。

○安藏委員長 そのほかございましたら、どうぞ。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、議案第2号について質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第3号 水戸市空家等対策の推進に関する条例につきまして、質疑等のある方は御発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 じゃ、すみません、1つ質問します。

条例の資料を読ませていただいたんですけども、例えば空き家で、水戸市の条例には入っていないんですけども、空家条例なんかで進んでいる、例えば京都市なんかでやっていることなんですけれども、持ち主が動いてくれない場合に、水戸市では4段階、最初は助言をして、指導をしていって、水戸市が直接手を入れるまでに4段階の手順を踏まなきゃいけない。これは当然なんですけれども、喫緊の場合に、瓦がもうずれ落ちて、落ちこちてきそうになっているとか、枝が突き出している、とにかく危ないとか、緊急的に軽微な措置、それは瓦をちょっとおろすだけで済むとか、その枝1本切るだけで済むとか、そういう軽微な措置に対して、即時執行ができるように条例で定めている自治体があるんです。

そういった、何日も、下手したら何カ月かけても持ち主が動かない。でも、瓦はもう、そこに落ちそうになっているとか、枝でぶつかっているとか、そういうときに、軽微な措置を即時執行できる条項を条例の中に定めていて、そういうことをしておけば、そういう緊急だけれども、ちょっと外すだけで済むような軽微なことに対して、市が動いて住民の危険を簡単に除去ができるような、せっかく条例をつくるんだから、そういったところを入れていけたらいいんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方をお願いします。

〔「ちょっと関連して」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 私も宅建業も30年、40年やっていますから、業者としても法的な観点。ただ、これは上位

法がありますから、民法から言えば不法侵入になりますから。そして、刑法上から言っても、その瓦1枚取ったとしたら窃盗になりますから。だから、枝を切るつつたつて、民法上は自分の敷地で、隣の敷地に根が出れば切れるが、枝は切れませんから。だから、法的根拠を条例がつくったとしても、上位法にまさるものはないんですよ。

ですから、私は、これは非常に難しい問題であります、事例を出してもらいたいと思うんですよ。こういう場合はこう対応するんだと。そうじゃないと、例えば空き家。じゃ、何を見て空き家なのかと。例えば、アパートだって1カ月住んでいなかったら空き家ですよと言うのか、3カ月住んでなかったら空き家と言うのか、1年住んでなきゃ空き家と言うのか。そうなりますと、4棟あるアパートの中で1部屋あいたから、そこは市が行って取り壊せとか、ここはあれするっていうか、非常にこれはできないわけです。

だから、非常にこれは、法的にですね、条例というのは、あくまでも上位法にまさるものはないわけです。だから、例えば、幾ら条例をつくっても都市計画法じゃだめですよと、それから建築基準法ではだめですよというのか、その辺が、こういう場合はこうですよというのは非常に難しいんですよ。

ただ、水戸市が条例をつくるっていうのは住民の規制ですから、こういう場合はこう対応します、こういう場合はこう対応と、あくまでも法的措置じゃなくて、行政として市民に迷惑をかけたなら、その迷惑を市に苦情を入れたらこう対応しますというぐらいで、それもきちっと事例によって出さなきゃいけないんで、法的にどこまで条例をつくっても拘束性があるかというときは、法的根拠は裁判やられれば負けますから、その辺は慎重に取り扱っていただきたいと、そういう要望でいいです。

○安藏委員長 高安防災・危機管理課長。

○高安防災・危機管理課長 土田委員のただいまの御質問にお答えいたします。

特定空家等で軽微なものにつきまして、屋根瓦が落ちそうなときに、市のほうで何かできないかというような御質問であったかと思えます。こちらのほうは、地域住民の生活のほうに影響を及ぼすような危険性があつた場合、こういう事案につきましては、これまでも消防法などに基づきまして、消防隊員が防除など必要最低限な措置を行っております。また、大規模な災害等の事案につきましては、災害対策基本法等も併用しながら、危険を回避するための必要な応急措置を講じてまいります。現法令での対応が十分可能であると考えておりますので、本条例のほうには規定しないこととしております。

以上でございます。

○安藏委員長 そのほかございましたら、どうぞ。いいですか。

〔「ない、いいです」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、議案第3号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第6号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例につきまして、質疑ある方はどうぞ。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第6号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第7号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第7号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第8号 水戸市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきまして、質疑のある方はどうぞ発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 すみません、1点だけ。これまで6カ月だったのを1年に延ばした、変える理由を教えてください。

○安藏委員長 はい、田中参事兼人事課長。

○田中総務部参事兼人事課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

懲戒処分を行うに当たりましては、国のほうの人事院で定めております懲戒処分の指針を踏まえ、他団体の評価事例を参考にしながら行っておるところでございますが、茨城県を初めとして、減給や停職の上限を6月から1年にしている自治体が出てきておりますので、本市においても、それに合わせた適正な、厳正な処分ができるよう、上限を1年としたところでございます。

○安藏委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第8号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第9号 水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、質疑のある方は発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第9号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、質疑のある方はどうぞ発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第10号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第11号 水戸市企業誘致のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、質疑のある方は発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 課税免除された、これまでの実績件数について教えてください。

○安藏委員長 はい、亀井資産税課長、どうぞ。

○亀井資産税課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

課税免除の実績でございますが、平成30年度で申し上げますと、4社、約5,900万円でございます。

○安藏委員長 はい、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、議案第11号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第12号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第12号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第3款、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分、産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）につきましての質疑に入らせていただきます。

初めに、第1表中歳出中第1款議会費及び第2款総務費について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 3つお聞きします。

②の89ページの個人番号制度についてお聞きします。マイナンバーカードは、今どのぐらいになったのか、何%ぐらいになったのが1つ。あと、今コンビニ交付がもう始まっていると思うんですけども、その利用の状況などを御説明ください。

○安藏委員長 はい、北條情報政策課長。

○北條情報政策課長 お答えいたします。

マイナンバーカードの交付の状況でございます。最新の数字ですと、2月末日でございまして、水戸市では3万3,403件ということで、人口に占めます割合は12.2%。こちらは茨城県の平均、同じく12.4%でございまして、ほぼ県の平均と同数になっているものと認識しております。

あと、もう一つの御質問、コンビニ交付の状況ということでございますが、こちら2月末日まで、平成30年4月から2月末日までの今年度の数字で申し上げますが、5,323件という件数になってございます。

○安藏委員長 はい。

○土田委員 ありがとうございます。

続きまして、85ページの水戸芸術館についてお聞きします。今回2.9%増ということですが、この予算がふえている理由を1つお聞きしたいのと、もう一つ、大規模音楽イベントが関係資料に出ていませんけれども、これも少し御説明をお願いします。

○安藏委員長 菊池参事兼文化交流課長。

○菊池市民協働部参事兼文化交流課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

芸術館費10億、芸術館費の増額の理由ということでございます。昨年度に比べまして2,553万3,000円、2.9%の増となっております。増減の主な内容でございますけれども、施設の修繕料及び法定点検にかかる経費が約3,000万円減額となりましたけれども、その一方で、水戸芸術館の開館30周年記念事業や、財団の運営、施設の維持管理にかかる補助金及び委託料の合計額が約5,500万円の増となっております。これらを差し引きますと2,500万円の増となったものでございます。

それから、2点目の大規模市民音楽イベントでございます。こちらにつきましては、この芸術館費の前の9目の文化振興費の中の事業かと存じますけれども、この大規模市民イベントにつきましては、実行委員会に対する補助金として300万円を予算計上してございます。この事業につきましては、議決後に実行委員

会を立ち上げまして、これから内容を協議するという状況でございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。そうすると、芸術館の補修、修繕は、今年はないと。この間で終わったという感じですか。

○安藏委員長 菊池課長。

○菊池市民協働部参事兼文化交流課長 修繕ですけれども、昨年度の予算額が9,500万円に対しまして、今年度は7,000万円ということで、修繕の部分で2,500万円の減と。それから、3年ごとにやっている法定点検の部分が約450万円ありましたので、その部分もなくなって、約3,000万円の減ということになっています。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 次、91ページの市民センター費について伺います。

市民センター、新設があったりして予算が上下するのはわかっているんですけども、やはり古いセンターが多かったりして、修繕とか補修費の動向は、ふえているのか減っているのか、そういったところ、少し詳しく御説明をお願いします。

○安藏委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

市民センターの運営や整備に伴う費用といたしまして、17目市民センター費がございます。全体といたしましては、31.3%の減となっております。減となった主な要因といたしましては、鯉淵、妻里の市民センターの建設に関する経費がなくなったことでございます。

また、増額になった部分といたしましては、市民センターの中規模改修の設計の委託ですとか、防水工事などの施設整備工事費、千波市民センターの基本・実施設計等の整備に要する経費となっております。また、修繕等にかかる経費につきましては、前年度比92%の増となっております。

また、工事請負費につきましては、前年度の予算比204%の増となっております。

以上でございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。修繕工事はふえているようなので、スピードアップして、なるべく進めていただきたいと思います。

じゃ、最後になります。市民会館建設計画のほうで出ています、今年度のサイン設計及び施設運営の検討に計上されていますけれども、その辺、少し詳しく教えてください。

○安藏委員長 はい、篠原新市民会館整備課長、どうぞ。

○篠原新市民会館整備課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

市民会館サイン設計委託ですが、新市民会館のほうですとか会議室等の施設を示す表示サイン、施設で案内するための案内サイン等、来館者に対してわかりやすいもの、使いやすいものとするため、サインのデザインや設置場所、種類、数量等に関する設計について委託するものでございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、これは全体を見ている伊東豊雄さんとは、別に頼むということですか。

○安藏委員長 はい、篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 契約については、今後検討して決定してまいりたいと考えております。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 決まっていなくて。岐阜も一緒に皆さん見に行きましたけれども、サインとかデザインとかも全部、伊東さんがやっていましたよね。だって、伊東さんが建てようとしている建物で、中のサインとかがほかの人っていうのはあり得ないと思うんですけれども、それは一緒に契約していないんですか。

○安藏委員長 はい、篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 はい、契約はしておりません。伊東建築事務所も含めまして、今後こういった形で契約していくかは、検討してまいりたいと考えております。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 総務費、総務管理費の82, 83ページです。平和文化費なんですけれども、平和都市経費の中で、今年の内訳、積み上げの内訳を聞きたいんですが、今年、何か平和に関するビデオ等をつくる、そういう説明がありましたけれども、その内容について、もう一度確認させてください。

○安藏委員長 菊池参事兼文化交流課長、どうぞ。

○菊池市民協働部参事兼文化交流課長 9目平和文化費のうち、平和都市経費でございます。今回の予算に当たりましては、平和記念館が会館10周年を迎えるということで、その記念となる事業を幾つか予定してございます。その中で、今、委員がおっしゃった、映像の記録ですけれども、語り部さんが今現在10名いるんですけれども、その方のお話を記録として残して、後世に伝えていくといったことで、予算計上しております。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 現在、語り部さんの最低年齢というのは把握していますか。もうかれこれ、かなりのお年ですよ。戦争経験ということは、70数年たっているんだから、それはわかりますかね。わかんない。

○安藏委員長 菊池課長。

○菊池市民協働部参事兼文化交流課長 すみません、詳細な年齢のところは持っていないんですが、80代後半かなというふうに考えております。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 各地の、例えば広島やその他でも、その語り部さんのビデオを流しているということで、大変参考になるわけでありましてけれども、実は、その語り部さんのビデオって、どこでも流していますよね。今、そういう施設において、いろんなところをつくっているんですけれども、私なんかは長い間、遺族会の会長の秘書やっていたもんですから、その本人の悲惨さというのも当然伝わるんですが、その後の遺児——遺児というのは、親が亡くなって、お母さんと子どもで過ごしてきて、その後いろんな縁があって、いろんな方と結婚したり、昔は逆縁という形があったり、いろんな形で結婚してきたところがありますけれども——実は、その1つの目線、Aという目線だけじゃなくて、その子どもというような目線からも、映像なんか、私は残すべきと思っています。そのAの視点、戦争悲惨でしたよという視点、それが基本的に語り

部さんの言っていることですよね、当然。その後、遺族となった方々の苦労というのも、その戦争の悲惨さを伝えるビデオとしては、大変私は必要だと思っているんですよ。

その遺族の方々というのも、実は年齢は、子どものときの記憶がある方は60代、70代で、もう次々と、60代でいる方もいらっしゃいますし、50代はもういないはずなんです。そうなってくると、その目線からの悲惨さ、その後こんな大変だったんだよというような目線を、私は入れたらどうなのかなと思いますけれども、そういう考え方はないかどうか、お願いします。

○安藏委員長 菊池課長。

○菊池市民協働部参事兼文化交流課長 貴重な御意見、ありがとうございます。そういったことにも配慮しながら、どういった記録を残していくのか、検討してまいりたいと思います。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 語り部のビデオは、他市においては、広島なんかにおいては、もう5年とか10年ぐらい前からやっていて、まだしっかりしゃべっている映像を見ることができました。しかしながら、今の多分語り部の方は、大変御高齢となっていて、実はその悲惨さの伝わり方が伝わらない可能性もあるのかなど。人によってでしょうけれども。私も、語り部を全員見たわけじゃないですけども。なら、そうなってくれば、60代、70代の悲惨さ、60代の方の遺児となった悲惨さというのは、かなりつらいですよ。大人で悲惨なのは、頑張ればなんとかなったけれども、子どもは何もできないわけですよ。その子どもたちの悲惨さを伝えるという視点の一つを加味すると、実は水戸らしいものができるのかなど。

それから、水戸では遺族の人たちの声をまとめた本をつくっています。水戸市じゃなくて、その団体のほうで。その遺族会の人たちの本が、実は国内でも大変すばらしいということで、あちこちから引く手あまた、遺族の声の本が。

という状況もありますんで、ぜひ私からすれば、その戦争の悲惨さ及びその後、いかに遺族が大変だったかを子ども時代の感覚から捉えるような、そういうような二面性を膨らませて、大変その戦争の悲惨さというのを伝えていくということが水戸市でできれば、さらによいものができると思いますので、提案させていただきます。

○安藏委員長 今のは要望ですか。

○須田委員 はい。

○安藏委員長 この際、御報告をいたします。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 すみません、委員長、おくれてすみません、申しわけないです。

2点ほど質問させていただきますが、87ページの男女平等参画センター経費の負担金補助及び交付金というところ、24万4,000円。これ、新規事業のLGBTに関する相談料という、こういうことで載っておりますが、この相談、要望のありようというか、仕様の考え方というか、ちょっと御説明をいただけますか。

○安藏委員長 石塚男女平等参画課長，どうぞ。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの伊藤委員の御質問にお答えいたします。

今回、性的マイノリティー，LGBTの方への相談業務の予算要求でございますが、実は、ちょっとここでは見えないんですけども、報償費のほうで24万円の要求をしております。委託料ではなく報償費のほうで、24万円ということで予算要求をしております。その相談の規模ですが、月1回程度で、夜の時間帯で行うということで予算要求しております。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これは、LGBT，いわゆるいろんな形の男女平等，基本的に相談業務を含めたところで、政策が進んでいるということで、もちろんこれ賛成はするんですが、これっていうのは相談を受ける側、今、水戸市には婦人相談員がいて、その上で、例えば今はもう女性相談という形になりましたけれども、それと別個に、これに特化した形でLGBTの相談業務としてやられるということですよ。それと、場所は男女平等参画センターということになるのでしょうか。

○安藏委員長 石塚課長。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの伊藤委員の御質問にお答えいたします。

水戸市のほうでは、平成27年度に、専門の機関ではないんですが、庁内と関係機関において相談に応じる体制づくりをしてまいりました。その相談の体制づくりの中には、法律相談、人権相談、青少年、いじめ、教育相談等ございます。その連携を組んだ、体制を組んだ相談体制の中でどうしてもできていなかったのが、性的指向や性自認を理由として悩んでいる当事者の方に対して、その悩みの解決に向けた寄り添いの部分、気持ちに寄り添うという部分の相談ができていなかったのが、今回その部分を電話相談で行うという設計で予算計上させていただきました。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 そうすると、例えば一般の相談業務というのは、あの売春防止法でやられていた婦人相談。それから、特化して進んだ形で、それは法律に基づかない、そういう法に基づかない女性相談業務。こういう形で今までやられていたのが、そういう形での相談業務では、今、課長おっしゃったように、気持ちに寄り添えない部分というか、精神的な部分があるので、それについては、このLGBTについては、考え方としてこの形で電話相談を受ける。こういうふうにしていいと思うんですが、そうすると、相談する方はLGBTの方になるのだけれども、その電話を受ける側、電話を受けて相談を受けとめる方というのは、この方は行政の方ですよ。

○安藏委員長 石塚課長。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの伊藤委員の相談員についての御質問にお答えいたします。

ただいま、全国の自治体のほうを調査させていただきまして、自治体でこのようなLGBTに対する相談を行っている団体が約16団体ございまして、その中で調査させていただいた結果、専門の相談員というものは、職員とは別な、もっとちゃんと高度なアドバイスができるような専門の相談員を置いているところが多数でございます。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今おっしゃっているのは、例えばこういうLGBTの論議が定着をしてこなかった時代、こういう相談を日常的に受けたときに、どこの窓口でこれは受けてもらえるのかなということを相談したときに、こういう事情を抱えた方のドクターがいらっしゃって、そのお医者さんのほうに相談というか、医療も含めたところで相談に向かわせた経緯が昔あったものですから。

今、課長がおっしゃった、専門の観点からの考え方がアドバイスできる、そういう人っていうのは、例えばお医者さんであるとか、それから保健師さんだとか、そういう資格を持った方のことをおっしゃっておられるのでしょうか。

○安藏委員長 石塚課長。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの専門の相談員の内訳についてお答えいたします。

まず、この専門の相談員に求められるものは、精神的なサポートと、御本人が社会に出ていくための、自立のための情報提供が、ちゃんときちんとできるかというところにあると思います。そのところで、先進地の16の相談員についての構成について調べさせていただきました結果、LGBTの当事者や、また当事者を含む団体、それにはやはり条件がございまして、ただの当事者ではなく、さらに専門的な相談業務に応じられる能力を持った、経験を持った方、それが大体3分の1ぐらいです。そして、残りの3分の1が、人権の専門家でございます。そして、その残りの3分の1に臨床心理士がいらっしゃいまして、弁護士などをお願いしている自治体が1団体ございました。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今お話をされているのは、いわゆるLGBTの団体、水戸にももちろんこれ、ありますよね。これは聞くに及んでいるだけけれども、そういう団体に所属するだとか、例えばLGBTの気持ちとか、精神的なものとか、肉体的なものも含めて、そういう事情を関知できるというのは同じ境遇の人、そういう目線を持った人だと思うんですよ、実際は。

ただ、こういう団体の人の中でも選択していくというお話だと思うんだけど、こればかりやっていると、これ長くなっちゃって申しわけないんで、もう仕上げますけれども、要するに僕が聞いているのは、そういう関係の方にある程度、そういう気持ちって僕らにはちょっと理解できない部分があったりして。例えば、レズだとかゲイだとか、要するにバイセクシャルというそういう気持ちというのは、我々にはわからないんですよ、現実には。例えば、13人に1人とか、そういうパーセンテージでいるという存在は認めるんだけど、実際にはその気持ちがわからないから。ただ、現実には課長が一生懸命やられていて、部課長会議なんかでも、基本的にLGBTのそれに該当する方に講演をしてもらったりとか、理解を求めるために、市長もみずから、そういう人たちに部課長がやっていただいたという、こういうことも、僕は評価しているんですよ。

であるならば、例えば日常的な相談業務、これは役所の前線の方が相談を受けますよ。ただ、このLGBTについては、役所の人間ではなくて、そういう団体の方をお願いをするというのは、逆に役所のあり方としてどうなのかと僕は思うんですよ。こういうものについては、役所の方が相談をする。この一部、10%、15%の方の相談などについては、これは役所が直ではなくて、基本的にはそういう団体の人にやるという話になってくると、これはね、基本的には、差別と言ったら失礼な話なんだけれども、なぜ行政として一本

でね、この人も行政で受けていこう、そのぐらいの何で水戸市としての器量がないんだろうかなというのが、一つの疑問なんですよ。

もう一つは、よく話を聞いているような状況を聞くと、例えばトランスジェンダーというものっていうのは、例えば半陰陽だとか、あとホルモンシャワーだとかという、要するに違和感を持っている人なんです。医学的に、自分は男性なんだけれども女性の精神を持っているとか、そういう肉体は女性で精神は男性みたいな、病気と言ったら失礼になってしまうんだけど、そういう医療の問題なんです。それを、LGBの場合、指向の部分に僕はあるって、若干そういうものがあるような気がするんですよ。このトランスジェンダーの方から言わせると、我々はLGBとは違うんだと、そういう意識を持っている方が多いんですよ、これ。

ということは、一くくりの中で、LGBTの相談事業ということで、そんなLGBTの団体の方にそれを移管するということについては、これはそうなる違和感を感じます、今の現状を考えて。だから逆に、これは行政で、きちんと皆さん方がそういうものを理解することによって、このLGBTの相談業務も、一般の女性相談も含めて、これは行政としてきちっと受け入れられるだけの体制をつくるべきなんです。これは苦手だから、これは精神的なものもあるからその団体に預けるといのは、僕は男女平等参画基本条例の基本的な考え方からすると、やっぱりちょっと違和感を感じる。

それと、だから、逆に、本会議でも申し上げたけれども、もう一度、改めて男女平等参画基本条例の中に追加、そういうことを見直すことによって、基本的にこのLGBTの位置づけもしておかないと、これからさまざまな問題、相談業務を含めたところで、政策を先に進める中で、やっぱり今言った壁になるものも出てきますよと。

だから、きちっと男女平等参画基本条例が来年20年を迎えるのであるならば、そこをもう一回精査しながら、基本的にそこに、こういうものにかかわるものについての条例にきちっと意味づけるとい、こういうことが必要だと思うので、これは、もちろんこれ、今おっしゃっている先へ進むことは構わないので、ただ、今後の検討課題として、これはこっち、これは民間、これは行政という、そういう相談業務のありようについては、ちょっとちゅうちょする部分があるものですから、これをまたやりながら検討して、きちっと全ての市民の相談業務については、もう行政できちっと受けとめることができるという形をつくっていただきたいと思うんですが、この点について、最後、答弁をいただきたいと思います。

○安藏委員長 石塚課長。

○石塚男女平等参画課長 ただいまの伊藤委員の御指摘の内容をしっかりと踏まえまして、今後も調査しながらスピード感を持って、かつ慎重に準備を進めてまいりたいと思っております。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それと、あともう一点だけ。

先ほど、十分な審議をして、空家等対策の推進に関する条例については了としたということで聞いております。ただ、その内容について、97ページ、空家等対策経費として889万3,000円、これ入っているんですが、この内容について、ちょっとお教をいただけませんか。

○安藏委員長 高安課長。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの伊藤委員の御質問にお答えいたします。

空家等対策を推進する上での嘱託員、こちらを雇用しておりますので、この嘱託員の報酬。空家等のリーフレットを作成して普及啓発を図ってまいりたいと考えておまして、こちらのリーフレット費用として計上しております。平成31年度から空家管理システム、こちらのほうをリースとして導入してまいります。こちらのほうの賃借料として、124万4,000円ほど計上しております。そのほか、空家等対策協議会の報酬等を計上しております。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 これはお願いにもなるんですが、本会議でも今のさまざまな地域の問題というか、これも申し上げたように、やっぱりたくさん家族で住んでいらしゃったところ、子どもさんが育って、他の地域で住まわれている。そうすると、お年寄り、お母さんとお父さんが2人の家族になってしまう。どちらかが欠けていく。やっぱり老老介護であるとか、そういう問題を抱えながら、最終的にはお二人ともいなくなって、現実には空き家になってしまう。こういうことが、現実には社会問題になっている。こういうんで、特措法にも言われているように、きちっとした対策をしなければならない。ただ、普通の自治体は、そういうふうは何年も何十年もかけて、徐々に空き家になっていくんです。だから、後手に回って、今回は。

数年前に室蘭に視察に行きました。大体9時頃になると、猫一匹歩いていない。あれだけの鉄工業が盛んで、30万近い人口がいたところが、10年間で10万人減った。もう、一斉に空き家ができてしまったという、こういう地域なんです。この空き家対策を見るときに、室蘭市を見せてもらったときに一気に減ったために、もうとにかく税制の問題であっても厳しくなってしまった。この空き家を何とかしなくちゃならないという、こういう状況になって空家バンクをつくったと、こういうことです。

それから、空き家に対する解体費の補助金です。これも、きちっと予算計上される。それから、この空き家の相続者は誰なんだろうということで、我々が行ったときにも、明日から3泊4日で東京に行くんです。何ですかと言ったら、この相続者のところに行って、私たちのこの空家バンクの政策、それから解体の費用の説明をしに行くんです。こういう御理解をいただいて、壊していただけませんかとか、その空家バンクに登録していただいて、誰かに住んでもらうようなことにできませんかということで、室蘭市では言っていました。解体費用については、上限50万円を補助しますよと。こういうことです。

こういうふうには、目に見えて極端に、例えば何年かのうちに、こういう空き家ができてしまった、行政の大きな課題になったということは、こういうふうにはきちっと手を打てるんだけど、水戸みたいに、ほかの自治体ももちろんそうですけれども、徐々に徐々にずっとそういう社会的な問題を抱えながら、空き家になったところは、今回の特措法によるしかないんです。

だけど、現実にこれ、今、空き家になっているところが、きっと条例のときにも話があったと思うんですけど、周りに対する社会問題というか、環境問題であるとか、そういう我々のところにも草刈りだ、要するに猫が子どもを産んじゃったとかという、こういう相談がある以上、当家のお話ではなくて、周辺の大きな社会問題になってきている。であるならば、積極的にやるということが前提なので、申しわけないんだけど、ここに今年度は880万円という数字が上がっているんですが、一歩進めたところで、水戸市としての、きちっと県都としてのリーダーシップを、水戸市の動向というのは、必ず県内の自治体というのが

見ているわけですから、そういう面では、きちっとした政策をつくり上げていただいて、この空き家に対する、例えばさまざまな社会的な問題も排除できるように、きちっとした水戸市としての政策をつくり上げていただきたいんですよ。

こういう問題は、環境問題それから防災、火事なんかもそうですけれども、廃屋になって、いつ火事になってもおかしくないような一軒家が、さまざまな水戸市の中に点在しているわけですから、そういうことを早目につかんでいただいて、きちっとした形で、今年度、政策立案をしていただいて、次年度からの進捗を聞かせていただければありがたいなと思っていますけれども、この辺ちょっと、お答えをいただきたいと思います。

○安藏委員長 高安課長。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

空家等対策につきましては、現在策定を進めております空家等対策計画等に基づきまして、御指摘がありました空家バンク等の活用も含めまして、流通、利活用、また空き家の未然防止等、さまざまな施策を推進してまいりたいと考えております。

○安藏委員長 そのほか、ございましたら。

鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 1点だけお聞きしたいと思います。

87ページの国民体育大会費についてなんですけれども、いよいよ今年、9月、10月と45年ぶりの体育大会が行われるわけなんですけれども、お聞きしましたら、会場設営費等、今回の予算については、会場設営費、選手の輸送ということで、まずお聞きしたいのは、この選手の輸送は、県外から来られた選手の方々の輸送であるのかということが、まず1点と、あと動員計画もかなり立てていらっしゃるんですけど、今までこられたと思うんですが、ちょっと状況を、特に教育関係の小学校、中学校の方たちに対する動員もかけていくということで、その点のこともお聞きしたいのと、あとボランティアのほうの状況はどうなっているのか、ちょっとこの点についてお聞きしたいと思います。

○安藏委員長 村沢国体総務課長。

○村沢国体総務課長 はい、国体総務課のほうからお答えいたします。

まず、選手の輸送につきましては、全国から水戸市に集まる方の輸送のほうを想定しております。また、動員計画につきましては、市職員としまして約1,920名、また、ボランティアのほうといたしましては約1,300名を計画しております。

水戸に着いてからの各競技会場への輸送となっております。水戸駅とかです。

○安藏委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 わかりました。

ボランティアは1,300名、もう全員登録というか、終えていらっしゃるんですかね。

○安藏委員長 はい。村沢課長。

○村沢国体総務課長 御質問にお答えいたします。

1,300名に対しまして、今現在の登録者数は650名となっております。引き続き、各種団体等に声

をかけた上で、募集人数に到達するように取り組んでまいりたいと思っております。

○安藏委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 先ほど、もう一点、小学校、中学校の生徒さんたち、全校33校ですか、この小学校全員が何らかの競技を観戦できるような状況になっているのか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○安藏委員長 村沢課長。

○村沢国体総務課長 今の委員の御質問にお答えします。

学校観戦につきましては、全小中学校に意向調査を行いました。その結果、32校から各競技を観戦したいということでお話がありましたので、今その32校のほうで、どの競技を見てもらうかとか、今、調整のほうを進めているところでございます。

○安藏委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 わかりました。本当に45年ぶりということで、小中学校の全生徒に観戦をしていただき、本当に一生に一度の体験というか、漫遊マラソンについても、観戦したことで今度は自分も出たいとか、またスポーツ人口がふえてきておりますし、まち全体が本当に盛り上がるということで、ぜひ、できればこれ要望なんですけれども、いろんな競技の席に、小中学校の教員、先生方も加わっていただいて、やはり語るほうが熱くなっていないと生徒たちにも伝わらないということもありますし、全国から本当にレベルの高い選手が集まってくるので、特に若い世代の人たちには観戦していただきたいという、その要望が強くなります。

あとは、どの会場もたくさんの方が、ボランティアの方もあと半数ということで、本当に支えるスポーツということでも、やはり感動を、ボランティアの方たちもすごい感動して、またやろうという気持ちにもなりますし、何とか頑張って1,300名動員を、動員というかボランティアを結集していただきたいと思っております。

今の点については要望でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○安藏委員長 そのほか、ございますか。いいですか。

福島委員。

○福島委員 先ほど説明いただいた、95ページの原子力防災経費の中で、資料が出ていますから、そのトータルは650万円ですが、その中の報償費が64万3,000円ですが、その中に安定ヨウ素剤保管管理者報償金というのがあるんだね。この安定ヨウ素剤というのは、過日、テレビでも二、三日前にやっていたんですが、配布しているところがあったんですが、これ、水戸市にも来ているんですか、まず第一点、簡単に。

○安藏委員長 高安課長。

○高安防災・危機管理課長 水戸市のほうでも、県のほうから配備をされております。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 それは、何人分なんですか。わかんねえなら、わかんないって言えばいい。いや、もうわかんないから、しょうがない、わかんないまま聞いたって。

[「いや、今、調べていて」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 高安課長、後にしますか。いいですか。

〔「わかんねえでいい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 じゃ、後で報告してください。

はい、福島委員、どうぞ。

○福島委員 安定ヨウ素剤を配布するという事は、どこが爆発するんですか。だって、原子力の災害なんだから、原子力で爆発しなきゃ、安定ヨウ素剤は予防に配るの。あくまでも、爆発してから何分以内で逃走すると、飲めば原子力被害が少しはおさまるよということでしょう。だから、私は本会議でも質問して怒られているんだけど、問題は、あれでしょうよ。私らが原子力に対しては賛成してつくったんですよ、40年前に。議員ですから、私は。けれども、そのときの約束が40年で廃炉にしますと。だから、当時は電力が足りないから、最低限、原子力エネルギーが必要なんだと。

我々、水戸市内、二中の脇のところに、三高の前に原子力館ができていましたよね。それは、いろいろすばらしい原子力の時代が来るよということだったんです。けれども、我々が約束したのは、40年で廃炉になるよと、だから認めてくださいと。はい、わかりましたと。ですから、40年で廃炉になったんだから、当初の約束、それをなぜ守らないんだということが一番大切だと、私は思っているんですよ。

それで、自分らがやることをやらないで、なぜ、そう何回も執拗に言うかということ、安全、安心なまちづくりを行政はやっているんですよ。けれども、原電はね、爆発するからとか。だって、何もないんなら、安定ヨウ素剤を配る必要ないでしょう。その前に、津波が来ても地震が来ても、絶対に大丈夫ですよという安全対策を講じるべきだと、私は思っている。

だから、それは、行政が日本原電に対して、当初の40年前に、廃炉になるとき、我々に同意を求めたときに、なぜ40年しかもたないんだというのは、そして大丈夫ですよという約束を、もう一回問いただすべきだと思うんですよ。それで、もう津波が来ても地震が来ても大丈夫ですよ、これだけ安全対策をやりましたから再稼働というならわかるよ。自分らは全然約束を守らないで、住民に被害を与えて、まだ危ないよって、安全対策やらないでヨウ素剤配るといのは、私は納得がいかないだよ。

質問に戻るけれども、安定ヨウ素剤というのは、水戸市で配ったことがあるの。また、配るためには、この予算は国から来ているの。おかしいだろう。本当のことだからね。

我々が一番心配するのは、福島原発で行われたように、帰還困難区域として帰れないとか、そういうふうになったら困るんだよ。そういうことは、絶対にあってはならないんで、だから反対しているんだよ。反対する前に、俺は賛成したから、責任を感じるんだよ。何で約束を守らないんだと、それを聞いてくれよ。そういうことは一切やらないで、今度は危ない、危ないよって聞いたって、まあわかんないけれども。それで、安定ヨウ素剤は何のために使うの。もう一回、詳しく教えてちょうだい。それはわかるだろう。

○安藏委員長 高安課長。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、安定ヨウ素剤の事前の配布でございますが、水戸市におきましては、各家庭への事前の配布は行っておりません。

また、安定ヨウ素剤でございますが、放射性物質が取り込まれる前に飲むことによって、その放射性物質

の取り込みを低減できるというものでございます。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 ちょっと関連して。

さきの震災、3月11日の、8年前でしたっけ、もう、震災のときに、こういう現象があった気がするんですよ。備蓄物がある1カ所に、国田のほうでしたっけ、あっちのほうに随分、備蓄物資を置いておいて、そこまで車がたどり着かなくて、いつまでたっても備蓄物資が来なかったということがあったと思います。それに、そういうことが起こったから、市民センターそれぞれに防災の備蓄用品を置いたということが、これまであったかと思っています。それで、各市民センターには防災の備蓄があると思いますが、これ、福島委員とはちょっと観点が違うんですけども、仮に、やはりその何か可能性があるから安心のために置いておくんでしょけれども、管理の問題もありますけれども、これもし災害が起こったよと、茨城県で。そのときに、仮に二十何万人という方が——その今、多分、管理って1カ所ですよ、保健センターのみじゃなかったでしたっけ、あと、常澄もあるんでしたっけ、その2カ所でしたっけ——そこに殺到したときに、配布できるんですか。

例えば、今問題になっているのは、避難計画なんかできていないんだから、できるわけないんだから、私は反対ですよという立場を、市長はずっと表明しています。それと同時に、じゃ、今日、今、何かあったときに、全員が殺到して配布できますか。

毎回こういうことなんだけれども、私たちの反省は、市庁舎の積立金を始めましたよ、震災始まる前に、1億円ずつ。だけど、実際には何も起こらないから、それを基礎にして、借入れを起こして、市庁舎の建てかえをやるという考えだったじゃないですか。じゃ、実際起こってみたら、大被害じゃないですか。そう考えると、配布ができないような場所にあるとすれば、配布できる計画ありますか。そこだけ。

〔「ないとは言えないな、あるって言うしか」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 高安課長。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

安定ヨウ素剤の配布の手順や場所につきましては、引き続き、国や県と連携をし、配布体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 管理が大変なのはちょっとわかっているんですけども、市町村によっては、那珂市ですか、那珂市あたりは配布しているじゃないですか、各家庭に。希望あるか、ないかは別にしても。これ、やらないと、もしものときには。その安定ヨウ素剤の種類があるのは、わかっていますよ。こういう種類だとか、こうゼリー状だとか、いろんなのがあるのは。それ、やっておかないと、じゃ今、起こったら、安定ヨウ素剤は全部保健センターと常澄にあって、常澄あたりがどれぐらいで配布できそうか、これ、だめだと思えますよ。だめだと思う。20万人全員助ける、27万人全員助けることにはならないと考えれば、この考え方はきちんと整理してもらって、早急にその配布方法について。だって、県、避難計画、今つくっているじゃないですか。避難計画つくれよ、つくれよって、じゃ、自分たちは何やってんのと。安定ヨウ素剤配る方法もないじゃないですか、もし何かあったら。今日か明日に起こる可能性だって、ゼロじゃないんですよ。ゼ

ロじゃないから、安定ヨウ素剤を配っているんです。昔はゼロだと思ったから、安定ヨウ素剤なんかなかったわけですから。そう考えると、そこら辺を早急に、もう今、答弁できないでしょうから、その配布の方法に関しては、課題としてきちんと整理していただきたいと思いますんで、要望です。

○安蔵委員長 福島委員。

○福島委員 ですから、安定ヨウ素剤は、前は20キロメートル圏内であったから、国田が入っていたから国田しかないんです。今度30キロメートル圏内になったから、水戸市全域になっておるんですよ。けれども、安定ヨウ素剤を配布しなければならないというふうになっているの。私は、かえって配布したら騒ぎが起きるだろうし。それから、これは安定ヨウ素剤保管管理者報償金とあって、4回で4万8,000円。ですから、この管理者報償金の4回分というのは、何をやるの、これは。会議は何が目的。

○安蔵委員長 高安課長。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

安定ヨウ素剤の事前の配布でございますが、国の指針等におきまして、本市を含めますUPZ30キロメートル圏内は、事前の配布ではなく、原子力災害が発生した後、放射線量等の状況に応じて必要な措置を講ずることとされております。

また、もう一点の御質問の安定ヨウ素剤の管理者の報償金でございますが、こちら、現在保管しております保健センター等におきまして、薬剤師の免許を持つ方に、その管理状況のほうを年4回ほど確認していただいております。

○安蔵委員長 福島委員。

○福島委員 その薬剤師さんが管理するために、年4回で4万8,000円。1回1万2,000円ありますよという意味なんですね。

じゃ、まだわかんないから、安定ヨウ素剤は全市民に配る用に来ているの。いやいや、さっき聞いても。けども、安定ヨウ素剤は、30キロメートル圏内は事件が起きてからでいいですよというふうになっているんですね。けど、安定ヨウ素剤は、全市民の27万人に全部、水戸市に配布されて保管していると、そう理解していいんですか。

○安蔵委員長 高安課長。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど御質問いただきました、全市民分の安定ヨウ素剤が備蓄されているかということでございますけれども、茨城県のほうで対象地域となる昼間人口、茨城県内では約98万人ほどとなりますが、こちらの人数分の3倍の分量を備蓄していることとなっております。水戸市におきましても、ヨウ化カリウム丸薬等が123万8,000丸、また新生児用や乳幼児用の分につきましても、それぞれ5,600、1万5,200と3倍の分量のほうを配備しております。

○安蔵委員長 福島委員。

○福島委員 一番大切なことは、命にかかわることだから、しつこいように聞くんだけど、その安定ヨウ素剤を、事件が起きたとよ、そういう配布計画というのは、できているんですね。それで、現実には、どの地域は誰が担当する、どこから持っていくと何分以内に配布できると、そういう計画がなされているの。

本当にできるの。

なぜ、しつこいように聞くかという、我々市民の代表だから。市民の生命、財産に、命にかかわる問題は大事なんです。あんた方は大事じゃないと思っているが、俺は大事なの。それが、ありますよと言ったって、どのように配布して周知徹底できるかという、事件が起きてからでは、みんな避難計画で車も渋滞になっちゃってるし、どうやったって、私は配布方法がどのようになされているのかと、またなされるのかというのわかんないんで。

例えば、ヨウ素剤がどこにあるかと。保健所にありますよと、薬剤師さん管理していますよと言うけれども、事件が起きました。じゃ、我々は赤塚地域です、誰がどこへ配るよと、じゃ、双葉台学区はどうですよと、堀はどうですよと、じゃ、常澄のほうはどうなりますよと、そういう計画は1回も聞いていないんだけど、全てできていると理解していいんですか。

だから、そうなった場合に、例えば10分以内に全部配っちゃうとか、1時間以内に配れるとか、そういうのがあるでしょうよ。なければ命、みんな死んじゃうだろう。

○安藏委員長 あ、先ほどの須田委員の質問と重複する部分があると思いますんで、そうですよね。もう一回、じゃ、さっきの話と合わせて答弁ください。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

安定ヨウ素剤の配布の手順や場所につきましては、引き続き、国や県と連携をして、実効性のある配布体制の構築を目指してまいります。

○安藏委員長 はい、ちょっと待ってください。じゃ、福島委員どうぞ。

○福島委員 配布計画はないということで理解しているの。国と県とも相談してなんて、今、ここは水戸の議会なんだよ。俺は水戸市民に……

今、爆発したら、そうしたら今からすぐ配るんじゃないの。だから、その計画が、今から国と県と相談してなんて言ったって配れないよ。どうすんのか、それ、やったことないわけだけれども。

○安藏委員長 伊藤委員。いいですよ、意見どうぞ。

○伊藤委員 今、答弁をちょっと聞いていて、それで質問するわけではないんだけど、今、安定ヨウ素剤が保管されているのは、常澄と水戸市の保健センター。これ、薬剤師がチェックしているということで、これは十分理解をしているんですが、例えばひたちなか市なんかは、もうゼリー状の安定ヨウ素剤を人口分購入してしまったというようなことも若干聞いていますし、那珂市であるとか、そういう希望者においては、やっぱり自宅にということも何軒か配慮されている。

こういうことだと思うんですが、一番重要なのは、内部被曝をしたときに、とどまるところが甲状腺で、甲状腺がんを発症するのに、急性もあるんだけど、基本的に数十年かかるということなんです。一番大事なのは、今学校にいる小中学生なんだよ、一番守らなくちゃならないのは。

例えば、我々が、事故があったからといって、今もう70近くなると、発症するまでに100歳ぐらいになっちゃうわけだから、こういうことが優先順位ではなくて、やっぱりこれから時代を担うという方が、基本的には甲状腺がんの防止ということで、優先的に配布されるべきなんです。

もう一つは、それを保管する、管理する薬剤師の役目って話にもってなるんだけど、さっき須田委員

が、市民センターがどうのこうのという話にありましたけれども、僕は逆に、地域の防災の拠点である市民センターにある程度、基本的にライフラインが遮断されたときに配布ができないとすれば、こういうのは市民センターに保管するというのも大事。だけど、それをチェックして、活動をきちっと明確にチェックをしてやる薬剤師さんの存在が、そんなにいないということですよ。であるならば、逆に学校、養護の先生がいらっちゃって、そこに学校薬剤師がいて、先生がいらっしゃる学校に保管場所を見出すとか。

今、僕が言っているのは、福島委員の話に対して、国がどうこう、県がどうこうと言っているから、だったらこんな会議の中で、そういう論議をする必要はないでしょうと。だって、この中に専門家がいるとすれば、水戸市として独自の施策、ヨウ素剤の配布であるとか保管であるとか、そういうものに対してどうしますかということ論議していくんだから、この方たちに、きちっとした専門の意見を聞いていくべきじゃないですか、これが。こんなにお金使ってやるんだったら。防災対策会議のほかでも64万円あるけれども、そういうことも含めて、こちらの専門の分野の話聞いていくべきですよ。

だって、逆に考えれば、このヨウ素剤は消費期限だってあるんでね。それと、これ異物ですから、人間にとっては。これに対して、アレルギーを起こすお子さんもいらっしゃるわけですから、安定ヨウ素剤は。誰もが副作用のない薬なんてないわけですから。そういうことも含めて、事前にそういう一つ一つの子どもさんに全戸一斉に配布したっていいのかどうか。そうやってやったら、それが原因で、アレルギーで亡くなる子だっていられちゃうわけだよ。

そういうことの問題を、水戸市がせっかく予算をつくって、専門家を集めて論議をするのであるならば、水戸市独自の形として、先ほど福島委員がおっしゃったような配布の仕方、管理の仕方、こういうことについても、地域防災の形の中で、放射線の防災ということで、きちっと受け皿をつくらないと。それはやっぱり、医師会であるとか薬剤師会であるとか、保健師さんのそういう加盟とか、これから保健の中核市も出てくるわけですから、そういう中でも含めて論議を深めていって、地域としては水戸市の防災、原子力防災に対する考え方、これを、基軸をきちっと決める必要性がありますよ。

だから、僕はちょっと違和感を持ったんです。さっきにしても、国の動向、県の動向って、何かそれしか言っていないから、こういうお話をするんであって、やっぱり水戸地域圏のリーダーとしての考え方としては、ちょっと後手に回っているんじゃないですかという、こういうことを申し上げたかったので、もう一回改めて、この地域防災の考え方、原子力防災に対する考え方、水戸市としてのきちっとした政策の基軸のあり方、こういうものについて、改めて最後に答弁をいただきたいと思います。

○安藏委員長 鈴木市民協働部長。

○鈴木市民協働部長 ただいまの福島委員、そして伊藤委員からの御質問でございますけれども、まず、今、仮に事故が万一あった場合には、現在はまだその安定ヨウ素剤の配布方法というものは確立しておりませんが、あらゆる手段を使って、その安定ヨウ素剤の配布は万全を期していきたいというふうに思っております。現在は、まだ安定ヨウ素剤の確立した配布方法につきましては、ございません。それが、大きな課題でございます。ただいまいただいた御意見、専門家の御意見でありますとか、保管方法についても、1カ所で保管するのがいいのか分散型がいいのか、そして各家庭に配っておいたほうがいいのか、それぞれについて問題、課題もございまして、この辺につきましては、専門家等の意見、そして国、県とも調整をしな

がら、一日も早い安定ヨウ素剤の配布の方法の確立に努めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

〔「すみません、関連です」と呼ぶ者あり〕

○安蔵委員長 関連。はい、土田委員。

○土田委員 すみません、関連で、新しく出た資料について聞きますけれども、今の安定ヨウ素剤の話は、私も福島委員と同じで、配り切れないのはもう明々白々で、これは東海第二原発、とめていただくしかないと思います。これは、意見で。

備品購入費で、原子力広報用DVDに100万円って出ていますけれども、これ、この防災等の啓発DVDというのは、どこが作成したDVDを、どのぐらい買って、どういった形で市民に見せる計画なのか、ちょっと御説明をお願いします。

○安蔵委員長 高安課長。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの原子力に関するDVDでございますが、来年度、配布しますのは、市民センター17カ所に配布して、貸し出しとかで使用してまいりたいと考えております。

DVDの制作元につきましては、すみません、ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○安蔵委員長 これ、高安課長、17カ所って半分に配るということ。半分は市民センターにっていうこと。

○高安防災・危機管理課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度17カ所の市民センターに配布しまして、来年度、残りの17カ所の市民センターのほうに配布をしてみたいです。

○安蔵委員長 そのほか、ございましたら。

土田委員。

○土田委員 すみません、100万円ですよ。DVD、例えば、普通DVD、3,000円ぐらいのを10枚買っても3万円ですよ。17枚——これほどお金をかけて、どこがつくったかもわからないっていうのが、ちょっとこれ。私たちは、水戸市としては、水戸市民を守るために、古い古い東海第二原発はだめって言っているのに、原子力必要ですよ、安全ですよみたいな、ヨウ素剤飲めば大丈夫ですよみたいなDVDを配られたんでは、議会の意思と市役所のやられることのギャップが大きくなってしまいますので、今日無理でも、しっかりと説明を求めたいと思います。

もう一つ、この安定ヨウ素剤、福島原発の騒ぎは、例えばフランスは、原子力に頼っている部分が大きかったんで、この安全対策も国民に対して責任を持っています。あの福島の事故のときも、フランス大使館から——日本にいる私にもお友達がいたんであれですけども——フランス人には一斉に連絡が来て、大使館にヨウ素剤をとりに来いと、そういうぐらい徹底して安全を守る責任を持っていますが、残念ながら、今、日本、国の状況、県を見ても、国を見ても、そこまで本当に一人一人の市民に責任をとる体制になっていない中で、水戸市としては、もう隣で40年過ぎている古い原発だから、もうやめてくださいっていう意思をはっきり示している、この市民とか議会の思いをもっとちゃんと受けとめていただきたいて、これは

要望です。

○安藏委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、次に、第1表中歳出中第4款衛生費中当委員会所管分につきまして、質疑のある方はどうぞ。

伊藤委員。

○伊藤委員 ちょっとこれ、衛生費になるのか確認をさせていただきたいんですが、今回議案の39号の中で、第三最終処分場の埋め立て施設の建設工事の請負の変更の議案が出ています。ちょっと、これが特別委員会もずっとこれ論議をしてきて、平成29年8月、去年、おとしです、特別委員会に説明をされて提出された第三最終処分場の本体工事ではなくて、その脇に浸出水処理施設という、このあれが工事の契約書に載っていました。そのときに説明をいただいた中で、こういう特別委員会の資料ですから、もちろんこれ、あれなんだけれども、ここに出てくる浸出水の副産物として、汚泥処理というところで脱水汚泥というものと、最後に濃縮水処理で副生塩というのが出てくるんですよ。

いわゆる脱水汚泥というのは、例えば那珂久慈の放流の中で、結果的に公営の敷石みたいなインターロッキングみたいな、そういうふうには再利用できる、リサイクルできるっていう、こういうことだと思うんですが、この濃縮水処理の中に出てくる副生塩、これ、いわゆる塩なんです、この処理の方法というか、このリサイクルについては、ちょっと御説明をいただいていないという経緯があって、改めてちょっとこれについて説明をしていただきたいというように思います。

なぜこういう話をするかという、来々、清掃工場がスタートして、この浸出水処理施設については、この第三最終処分場と同じように、大体目安10月ごろに竣工してスタートしていく。ただ、それが、最初のフローの中であって、若干、第三最終処分場の工事をして本体工場の工事がおくれたために、これと一緒にスタートするという、こちらが12月になったから、こちら12月スタート、こういうふうには理解をしているんですよ。ただ、特別委員会で、この部分について、この塩の部分について、どういうふうには解決するのかという部分の説明がなかったので、いよいよ来年の4月には清掃工場がスタートする。それから、この要するに、この2つの処理施設についても、基本的には来年の10月、12月には、基本的には着工する、竣工するということになっていますので、この部分について、どういうふうには今後処理をされていく計画なのか、ここだけちょっと御説明を願いたいと思います。

○安藏委員長 宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 ただいまの伊藤委員の御質問にお答えいたします。

最終処分場におきましては、散水の水を循環利用することから、水処理の課程におきまして副生塩が発生しますが、この発生した副生塩につきましては、再利用等も含めた処理の方法につきまして、浸出水処理施設建設工事の受注者との協議を得ながら、全国的に事例も少ないことから、慎重に調査、検討を進めているところでございます。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 清掃工場、燃焼方式なんかの場合は、例えばコークスが輸出どうのこうのということで、やっ

ばり燃料が購入できなくなる可能性だって、外交問題だってあるとか。スラグが出てしまうと、その再利用ができないとなってくるとか、こういう選択肢の中で、清掃工場の燃焼方式にしても決めておくと。

要するに、この副生塩が今、決まっていないという話だったんだけど、これ、皆さん悪いけれども、この副生塩を同じような形で、今の段階でだよ、今の段階でこの副生塩を、例えばリサイクルであるとか、やる場合には、幾らぐらいかかって、この副生塩っていうのは何に利用できる塩なんだろうかね。これ、ちょっと改めて確認させていただきたいと思います。

○安藏委員長 宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 全国的な事例といたしましては、副生塩につきましては、凍結防止剤、それから除草剤等の利用がございますとは聞いております。凍結防止剤として利用する場合には、それぞれの加工設備という施設が必要になってまいります。その加工設備の有無につきまして、今現在検討しているところがございますけれども、事業者の提案といたしまして、設備をつくらるとなると数億円程度のお金がかかるというところで、その辺も含めまして、今後検討をしていきたいと考えております。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 できれば、例えば来年の4月に新しい清掃工場が着工をする。それから、すぐにこの塩の問題が出てくるとは思っていないんですが、逆に言うと、今ある程度の方向性というか、基本的にスタンスを決めておかないと、もうあれよあれよという間に、これは日にちが過ぎていきますから、今、課長の話だと、この塩をつくるのにだって数億円、リサイクルとしては。

だから、逆に言うと、その数億円かけることによって、今言ったような除草剤だとか、それから凍結防止剤ができて、それに利用できるということは、もちろんこれ、全くごみとして捨てるわけではないので、その部分については価値があるのかもしれないけれども、それが数億円かけてこの塩を処理するということについて、逆に市民の理解が得られるのか、行政の方法、手段として適正なのかどうかというのは、僕はわからないんですよ。

ただ、やっぱりここで副産物としてこういうのが出るといった以上、きっと、今、課長がおっしゃったのは、さっき僕が那珂久慈のインターロッキングの話もしましたが、それは脱水汚泥というもので、汚泥処理のほうに入ってくるんだと思っています。ただ、この副生塩の塩については、どういう塩が出てくるかどうかわからないけれども、これを雪道にまく云々とかということになるんでしょうが、その効果が、これだけのお金をかけて云々ということがあり得るのかどうか。

それと、もう一つは、こちらに処分場がありますから、こちらに合わせて埋め立てることも可能なんだろうかね、これ。これちょっと、これは我々が説明を受けていて、基本的には例えばこちらは飛灰ですよ。副生塩については別ですよということが前提にあるので、こちらの副生塩を、こちらのほうの飛灰のほうに入れちゃって、こちらの容量が少なくなるなんてことは、ちょっと違和感を感じるんだけど、そういうこともあり得るんでしょうか。

○安藏委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

最終処分場に埋め立てることにつきましても、処分、それにつきましても、今後検討をしていきたいと

思っております。

それから、効果の検証というところで、経済的な効果の検証とかもこれから行っていきまして、どの方法がいいかというところについても、これから検討してまいりたいと……

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 やっぱり先ほど申し上げたように、気にしているのは、それぞれが行政課題で持つと、物すごく早いスピードで結論まで行ってしまうことがありますので、日程的に、これからやっぱりきつくなってくるんだらうなどは思っています。

ただ、ここで浸出水処理施設というのは、これ10億円ぐらいの工事ということで契約が行われていて、現実に問題になってくるのは、この副生塩の問題だというふうに僕自身は受けとめておりますので、これは今やっている業者さん、その方たちが先進事例を持っているんだらうし、ここで先ほど言った経済効果が市民に説明がつかないとするならば、これはあくまでも例がないってなるのかもしれないけれども、基本的にはいろんな形でこういう施設をつくったところ、こういうところの事例をもとにして、別な選択肢もある、こういうことだと思うんですよ。今の現代の科学で、これを出すのに、リサイクルのために、これだけの塩をつくるために何億円もかけるっていう、これだけに限定するということはあり得ないので、別な手法も選択肢もあると思いますから、早急にやっぱりきちとした形で、行政のほうもそれを受けとめていただいて、この副生塩のありようというか、今後の処理の仕方、市民に説得性ができるような説明ができるように、これもやっぱりきちとした政策として決めていただきたいと思います。これ、要望として申し上げておきます。

以上です。

○安藏委員長 ほかがございましたら、どうぞ。いいですか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、次に、第1表中歳出中第10款教育費中当委員会所管分については、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 一つだけ、学校プール開放について伺います。

この間、毎年少しずつふやしていただいて、地域の皆さんに好評ですけれども、まだまだない地域もあります。来年度どんな状況にしていくのか、御説明をお願いします。

○安藏委員長 柏スポーツ課長。

○柏スポーツ課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

学校プール開放事業につきましては、平成28年度から実施しております。当初は、新莊、緑岡、吉沢、内原、国田義務教育の各小学校5校で行いました。昨年度29年度は、さらに赤塚小学校を加えた6校で行い、今年度30年度は、城東小を加えた7校で実施をいたしまして、約7,000名の方に御利用をいただきました。

来年度につきましては、今年度と同様に7校で実施してまいりたいと考えております。既存の施設プールや学校プールの地域バランス、それから市民ニーズを捉えながら検討していきたいと考えております。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 残念ながら、来年はふえないということで。私の地域は——たびたび質問しますけれども——石川小学校とか堀原小学校とか、渡里小学校もそうですけれども、プールが開放に向かない状況になっております。柏課長のところの問題ではなくなりますけれども、共同でプールの改修、開放も含めて善処していただけるように御努力いただきたいと要望して、終わります。

○安藏委員長 そのほか、ございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 225ページの体育施設整備事業費ということで、小吹プールの温熱、これ1億2,000万円という数字が出ていますが、タイルが落っこってきたところがあったということで、これが施設として継続されるのかどうかという、そういう疑問も持ちながらずっといたんですが、やっぱりこの予算を見ると、ああ、このプールは残すんだというところの認識からスタートをしているんです。

ただ、このプールが、温水プールが必要なのかどうかという、ちょっと疑念もあったりして、冬場も使うんだったら温水もかなという、こういうのもあるんですが、ただ、これはちょっと参考のために言うんで、委員会所管は別ですから、例えば植物公園の再整備ということで、産業経済所管のほうで観賞大温室と熱帯果樹温室のリニューアル工事ということで、2年継続事業でやりますけれども、今までは余熱利用するというので、例えば温泉にしても、それからプールにしても、熱帯果樹園、熱帯植物園にしても、同じルートでやってきたんですよ。ところが、清掃工場がなくなったからその余熱利用ができないということで、現実にはやっぱり単発でっていうか、熱帯温室、それから植物園は別個の設備。それから、プールについては別個の。

これは、行政側のあり方からすれば、個別型ということで、もちろんこれあるのかもしれないけれども、この前、僕が申し上げたのは、これからの維持費を考えたときに、温水プールが必要なんですか。それから、これは論議で参考でしゃべるだけなだけけれども、熱帯温室にしても果樹園にしても、通常の温室業務であって、バナナぐらいならできたでしょう。その先のもの、40度からそのぐらいの温度にならないと維持できない植物ってあるだけけれども、それを維持するための光熱費、これをかけながら、植物公園に来る方がどのぐらい利用されて、この5億円以上かけることの価値があるのかどうかというのも、僕は甚だちょっと疑問でしゃべっているんですよ、これ。

ただ、皆さん方は、それを熱帯果樹園とか熱帯植物園の、やっぱり必ず植物公園に来れば、あそこは皆さん方が見るんだと、県外から来る人も必ずあそこには立ち寄ってっていう、こういう中であそこをきちっと残しましょうというもので、これに5億円近いお金をかけたということの前提は、理解しようとは思っています。ただ、今後の維持費を考えたときに、今まで一本でやっていた小吹清掃工場の余熱量の一本化から、単発式にこうやったときの維持費っていうのは、その維持費と、その設備を一本化して、今後横断的にまたがっているプールも、それから温泉——温泉は残すのかどうかわからないけれども——温室とか熱帯果樹園も一本化でやった場合の経費と維持費を、この精査はされて、こう予算化して出てきたのかなと思うんだけれども、この辺はどんな精査をされたんでしょうか。

○安藏委員長 これは、誰だろう。余熱利用と……

○伊藤委員 いや、向こうのことは余り考えないでいいと言ってるんだけど。全体的な話なんで。

○安藏委員長 齋藤参事兼清掃事務所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 小吹清掃工場の余熱利用施設における新たな熱源確保に向けては、各施設ごとに熱供給設備を設置する個別装置機と、1カ所の熱供給設備から各施設へ熱を供給する集中方式の種類について検討した結果、それぞれメリット、デメリットを踏まえ、個別方式といたしました。また、個別方式と集中方式につきましても、経費について比較したところ、個別方式で実施することが望ましいという結論に達しました。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 望ましいってというのは、例えば、水戸市の交流プラザであるとか、下のボイラー室から一気にやって、例えば各室が4つで1カ所がだめになったら、他も冷房きかないとか、暖房きかないとか、こういうデメリット、メリットありますよ。だから、例えばあれにしても、一極集中であると、例えばここが壊れた場合に、プールもだめになっちゃう、熱帯温室もだめになっちゃうっていう、こういうデメリットがありますよね。

だから、僕がちょっと申し上げているのは、これを考慮する上で、個別にやるとすると、熱の熱源はガスだというふうに間接的にお聞きしているんだけど、そうだよ。ガスなんでしたっけ。そこを教えて。

○安藏委員長 齋藤所長。

○齋藤生活環境部参事兼清掃事務所長 それぞれの施設によって、重油がいいのか、ガスがいいのか、それについては個別で考えていただくということで、供給する側としては、選択肢は熱が送れないというだけなので、それぞれの施設で実施設計を行っていくような形になります。

○安藏委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 申しわけない、例えばね、セントラルヒーティングあるじゃないですか、一般家庭で。出どころはもうあれなんだけれども、熱源はガスでも電気でも重油でもいいですよって話になるんじゃないかと、もともと機械が動けばいいわけだから。ただ、僕が申し上げているのは、工事費については、そんなに変わりはないと思うんですよ、1個1個やっても。ただ、問題は、これからの維持経費、運転していく上で、逆に言ったら、もう余熱利用じゃなくて、基本的にはこれからはガス、重油、こういうことが、ずっとこのまま、施設がだめになるまで熱源の燃料を使っていくわけじゃないですか。そうすると、いろんな、先ほどもコークスの話は言ったけれども、そういうふうと考えていけば、重油の値上げだ、石油の値上げだということによって、例えばこちらは変動があるとか、ガスは安定しているとかという、こういうことというのはもちろんこれあると思うんですが、基本的に一番心配なのは維持経費なんですよ、現実には。

例えば、これ5億円と1億2,000万円投資して、もちろん名所になっていることもあるということなんで、基本的にそれについては違和感を持ちながらも反対はしませんが、今後の維持経費については、きちっと明確なものを言っていかないと、これがあそこを維持するのに、熱帯植物園、熱帯温室を維持するのに、その光熱費だけで何千万円、何億円ってかかってしまうと。こういうことをやっていく上で、経費がかかるものについてはなるべく抑えていくというのが行政としての責務なので、逆にもっともっと市民要望というのが、多岐多端にわたるといえることになれば、高齢化問題であるとかそういう問題でも予算配分がきちっとされなくちゃならないのに。やっぱり、観光というところのスタンスの中で、それだけ大きなお金を

かけてしまうというのはどうなのかなというふうに、僕はちょっと思っていたもんですから、これについては、きちっとした、先ほどから申し上げているように、効率であるとか行政効果であるとか、それに対する、周辺に対する波及効果なんかも含めて、どれだけ水戸市の行政の中にそれが特化して、よい影響を及ぼしていくのかということも踏まえて、これを基軸にして、きちっとした政策として示していただければありがたいなと思っているんですよ。

そういう面では十分検討をされたんでしょから、これ以上は申し上げませんが、その熱源の問題については、これから大きな財政負担になるということも考えられるので、またその点については、これからも配慮しながら、きちっとした整理をしていただければありがたいなと思っていますので、要望として言っておきます。

○安藏委員長 須田委員，どうぞ。

○須田委員 10款教育費の6項県体育費の中の体育施設費についてですけれども、何点かあるんで、一気にまとめて質問させていただきます。225ページです。

体育施設整備事業費のうちの、小吹のことは当然理解していますが、工事請負費、それから総合運動公園市民球場大規模改造事業費のうちの、大きな予算ではないんですけれども工事請負費、それぞれの積み上げの内容、工事請負の内容を詳細に教えてください。

それから、その下の西谷津市民運動場整備事業費、工事請負費ってあるんですけれども、実は先ほどいただいた水戸市の体育施設についてというこの一覧表に、その西谷津市民運動場整備事業費という、その名称、西谷津市民運動場というのがちょっと存在しないんですけれども、新規の事業なのかどうか、ちょっとそこら辺について教えていただきたいと思います。ただ、昨年度も多分予算がついていて、繰り越しになっているのはわかっていますけれども、もう一度確認させてください。

○安藏委員長 太田体育施設整備課長。

○太田体育施設整備課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えをいたします。

まず、体育施設整備費の内訳でございます。

まず、今お話になりました小吹運動公園屋内プールの熱源変更工事を初め、市立競技場におきまして、マーキングを改修してまいります。そのほか、防犯カメラの設置ですとかトイレの改修工事、さらには駐車場の整備工事を行ってまいります。

それから、市民球場の大規模改造事業費につきましては、実は今年度発注しております工事が次年度にわたるものですから、こちらのほう、来年度に予算計上してございます。

それから、西谷津市民運動場、仮称の西谷津市民運動場の整備事業費につきましては、新規の事業として実施するものでございます。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 2点なんですけれども、体育施設整備事業のうちの市立競技場のトイレの改修という部分については、どのような改修がされるのか、ちょっと細かく伺って申しわけないんですけれども、それをお教えいただきたいのと、それと西谷津市民運動場整備というのは、場所はどこで、どれぐらいの規模の大きさの整備なのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○安藏委員長 太田課長。

○太田体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

トイレの改修工事につきましては、各体育施設の和式の便所を、洋式のトイレに変更するものでございます。

それから、仮称の西谷津市民運動場の場所につきましては、東野町地内でございます。

〔「大きさは」と呼ぶ者あり〕

○太田体育施設整備課長 失礼いたしました。面積につきましては、登記の面積ですが、3万1,865平方メートルでございます。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、ごめんなさい、もう一回、ちょっと細かくて本当に申しわけないんですけども、和式を洋式というのは、各体育施設はもうほとんど全てが和式を撤去して洋式になるということなんですか。それと、東野のほうの整備なんですけれども……

〔「西谷津」と呼ぶ者あり〕

○須田委員 ごめんなさい、西谷津。西谷津のほうの整備なんですけれども、そうすると、そのところはどのような、この主な施設内容として示された内容があるかと思うんですが、施設内容としては、どのような利用ができるものなのか教えてください。細かくて、わかんなきゃいいよ。

○安藏委員長 太田課長。

○太田体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

トイレの改修につきましては、それが来年度の予算で全て交換できるのかどうか、そこまでは申しわけございません、ちょっと手持ちにありませんので、申しわけございません。

それから、仮称の西谷津市民運動場の整備内容といたしましては、土木工事を初めといたしまして、芝生の整備とかを行いまして、多目的広場として整備をしております。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 はい、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、次に、第1表中歳出中第12款公債費及び第13款予備費について、質疑のある方は。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、次に進みます。

次に、第1表中歳入について、質疑がある方は……

〔発言する者あり〕

○安藏委員長 暫時休憩します。

1時10分に再開します。

午後 零時 7分 休憩

午後 1時11分 再開

○安藏委員長 それでは、引き続き御苦勞さまでございます。

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、第1表中歳入について、質疑のある方は発言願います。

須田委員。

○須田委員 歳入で、4ページ、5ページなんですけれども、個人の市民税と法人市民税の2点なんですけれども、前年度予算額に比べて今年度予算額をふやしているんですけれども、前年度決算の額と今年度予算額の増加の理由についてお教え願いたいんですが。

○安藏委員長 安里市民税課長。

○安里市民税課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

まず、昨年度の市民税の決算ということによろしいでしょうか。決算のほうは160億5,609万4,911円となっております。個人住民税の平成31年度予算のほうの見込みにつきまして、これまでの直近の歳入状況、また今年度の見込みなどを踏まえた結果、前年度予算と比べ増といたしました。主な要因といたしましては、個人住民税所得割の約8割を占める給与所得の引き上げを見込み、前年度比1.1%といたしました。また、法人市民税につきまして、今年度は、31年度の見込みにつきましては、やはりこれまでの歳入状況、また今年度の歳入見込みなどを踏まえ、前年度比0.6%の増と見込んだものでございます。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 それと、16款2項の国庫補助金の中の民生費国庫補助金で、プレミアム付商品券発行业業に対する補助金がありますけれども、これ、どういうものに対して補助がついているのかということで、プレミアム付商品券発行の大体概要を教えてくださいたいんですけれども、ここでできないかもしれない。

○安藏委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 歳入でございます。34、35ページの2目民生費国庫補助金のうち、1社会福祉費国庫補助金でございます。プレミアム付商品券発行业業費補助金は2億8,500万円と、その事務費として9,960万円、これが10分の10で予算措置しております。

まず、2億8,500万円ですけれども、こちらは低所得者に対しまして5万人、あと、ゼロ、1、2歳児のいる世帯ということで7,000人、5万7,000人分に対するものでございます。プレミアム率としましては、2万5,000円の商品券を2万円で購入ということなので、5,000円掛ける5万7,000で2億8,500万円でございます。また、事務費のほうは、発行を担う商工会議所に対する補助金や、発行の受け付けなどの経費でございます。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 もう一回確認なんですけれども、低所得者と小さい子どもということだけですか、買えるのは。

この低所得者制限に関してなんですけれども、私よく思うんですけれども、例えば、所得は大変少ないんだけど、中には高級な車に乗って会社の経費で落ちていたり、こういうこともあって、実は意外と低所得者層だけというのは、実は平等じゃないと私は考えるところがあるんですけれども、これに関しては、国

からのものもあるんでしょから仕方ないんでしょけれども、通常考え方として、所得撤廃というのを、今度子どもに対する助成費用なんかでも市長が主張していますけれども、これ来年度予算にも入ってきますけれども、やはりその低所得者だけというような施策に関しては、本当の低所得者に関しては本当に仕方がないと思うんだけど、実際にはその抜け道になっている方々もいらっしゃると思ってるんで、そこら辺に関しては、全体の考え方として、低所得者じゃなくて全体に対する、税金を使うものに関しては全体に対する享受がされるようにということ肝に命じておいてほしいと思っています。

そしてまた、64ページ、65ページ、雑入なんですけれども、ネーミングライツ収入に関してなんですけれども、ネーミングライツの考え方として、完全に施設のネームを貸すだけだよという形だったんですかね。それとも、その内容としては、ケーズデンキスタジアムの場合は、ケーズデンキに関して何日間の使用権というのがあったと思うんですけども、こっちに対して、ほかの東町と青柳町に関しては、そのネーミングライツの名前をつけるだけではなく、何らかの特典があって、それがこの費用で収入になっているということでしょうか。

○安藏委員長 太田体育施設整備課長。

○太田体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

ネーミングライツに伴う特典としましては、先ほど須田委員からお話がありましたように、施設の無償使用権というものにつきましては、ケーズデンキスタジアム以外の全ての施設について同様に行っております。また、施設内の看板の設置ですとか、名称のような看板の設置などの特典も、あわせて設定しております。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、その無償使用権を興行に使うということも当然可能ということではないでしょうか。興行って、費用を取るためのものに使ってもいいということでしたっけ。

ごめんなさい。プロスポーツ等が使用するときって、当然チケット代として費用を取りますよね。本来は、体育館利用をするときに費用を取った場合には、それに見合った体育館使用料を払うわけでありましてけれども、そのネーミングライツの使用権の中で、そのプロスポーツの使用、いわゆるプロスポーツの観戦料を取って、観戦する観戦料を取ってやることも可能でしたっけという話なんですけれども。

○安藏委員長 これは、施設課の話じゃないね。

〔「ちょっとネーミングライツとかはひっかけているだけで、大きく外れていますか」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 いや、歳入、歳入です。ただ、誰が答弁する。

須田委員。

○須田委員 市民感情としてなんですけれども、練習に使うよとか、大した費用がかからないものに使っている部分は別なんですけれども、スポーツに関しては、応援するという気持ちは一緒なんですけれども、仮に過度に使用料を取るようなものが出てくれば、当然ながら本来使用料払うべきでしょうと。そのネーミングライツの中にお金入っているかもしれないけれども、体育館使用料というのは、例えばネーミングライツで使用権を持った方が、高校生のバスケの大会やるよとか、中学のバスケ、サッカーをやるよというときに、そのネーミングライツを使って自由に使ってやってくださいね、大変よい事業だと思うんですよ。

その一方で、そのときって、もともと小中学高校生が体育館を使用するときっていうのは、費用が結構安いもんなんですよ。ところが、今度、例えばプロスポーツが使う場合には、当然費用が高い、かなり高いもの、利用料が高い部分のときに、そのネーミングライツを使えるのかどうかという単純な疑問なんですけれども、そこら辺はわからないですね。そうかどうかでいいです。

○安藏委員長 太田課長。

○太田体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

各ネーミングライツのスポンサー様との契約の中では、年間何日間無償で使用することができるというふうに契約を結んでおりますが、今御質問がありました興行に使っていいのかどうか、その具体的な事例は明記しておりませんので、その辺については、今の御指摘などを踏まえて、今後運用の際には、御意見を参考にしたいと考えております。

○安藏委員長 須田委員。

○須田委員 というのも、ちょっとあちこちで声が聞こえるんですけども、今度いろいろな大会があるときに、駐車場の利用は利用料も取りますよと。当然、興行主側の考え方からやるんでしょうけれども、その場合に、駐車場の利用料も取りますよという話が出ている。それは、当然興行側がそれを見越してやっているわけで構わないんですけども、しかしながら、私たちからすると、県立のスポーツセンターや、例えばケーズデンキスタジアムやら青柳の体育館、今度リリーになるんですけど、リリーの体育館等もネーミングライツの体育館等も、実は駐車場に関しては基本無料だよというイメージがすごく強いわけでありまして、仮にそのときに利用料まで取るという過度なことをするようだったら、そのネーミングライツの使用料の中でそれを賄ってくれば、それこそ全部、丸々利益になるのは構わないんですけども、そのかわり、そこら辺で市民としては、違和感があるというのが大変大きな声になってきているので、そのネーミングライツの使用をしながら何かやる場合に、その制度に関しては、もう契約は終わっているんで直りはしないでしょうけれども、今後に関しては、そこら辺もちょっとネーミングライツの中に入れてやってあげたほうが、市民として、やっぱり駐車場に千六百何十円取られるっていうのは、やっぱり感情的には。私は仕方ないと思いますよ、駐車場少ないから。公共交通機関の促進になるというのも考えているんでしょうけれども、そこら辺に関しては、そのネーミングライツの考え方から、こういう収入を得る場合には考えていただきたいという意見です。

以上です。

○安藏委員長 いいですか、答弁は。

〔「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 そのほかございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません、今、須田委員がお聞きしていて、ちょっと気がついちゃったんですけども、57ページの財産収入のところ、いろいろ売り払いのお金が出ていますけれども、歴史アニメーションDVD売り払い代金100万円で2,000枚。これって、どういった人が買う、どういった場面で、どういった人が2,000枚買っていただけるという予測なのかというのを説明していただきたいのと、さっき

の17カ所のDVDを用意するのに100万円って、買うときは100万円で、売るときは普通に2,000枚で100万円って、普通の値段だなと思っちゃったって、これは余談ですけども、お願いします。

○安藏委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 この歴史アニメーションDVDの売り払い代金につきましては、教育委員会が作成した大手門関係のDVDを本年度焼き増しをしまして、販売用ということで1つ500円の2,000枚ということで、100万円予算措置をしております。主に、観光土産等ということで活用していただければと考えておりますが、市民の方も御自宅で見るという需要もあるかと考えております。

○安藏委員長 いいですか。そのほかございましたら。いいですか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、次に、第2表中継続費中当委員会所管分につきまして、質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、次に、第3表中債務負担行為中当委員会所管分について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、次に、第4表中地方債について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第26号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第33号 平成31年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第33号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第39号 水戸市一般廃棄物第三最終処分場埋立施設建設工事請負契約の変更について、質疑のある方は発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません、お聞きします。まず、地中障害物の除去の追加を行ったために工事金額が増額という議案ですけども、まずこの地中障害物というのはどういったものだったのか。もう一つは、それが見つかったのはいつなのか。どのぐらいの深さのところを——これ図面もらいましたけれども——どのぐらいの深さを掘っていらっしゃるのか。まず、その3点、お願いします。

○安藏委員長 宮田新ごみ処理施設整備課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、地中障害物の種類でございますけれども、現在一部施工を初めておりまして、出てきたものの大半はコンクリート殻になっております。

それから、いつ施工が始まったかというところでございますが、最初いつ発見されたかというところにつきましては、昨年10月11日、10月18日でございます。

それから、深さでございますけれども、一定ではございませんで、大体深いところで10メートルぐらいでございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

深さ、ちょっと聞き方が下手だったんで。基本的には、この障害物がなければ何メートル下まで掘るのかなという。

○安藏委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 支持層まで一応掘るといってなっておりますけれども、場所によってちょっと深さが違いますので、ちょっと一概に深さといえるところは言えませんけれども、約3メートルから15メートルぐらいの深さにかけて掘る予定でございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 除去の追加などを行ったためというふうには、ここには書いてあるので、これは終わっているんですか。

○安藏委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 除去工事については、現在施工中でございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、これから除去していく最中なわけですよ。この45カ所、何カ所かはやったんでしょうけれども、全部これからやっていくということだと思うんですけども、これ、深さも場所によって違う、コンクリート殻があるところも場所によって違って、これは、この追加分のお金というのは、どういふふうにして出すものなののでしょうか。ちょっと御説明をお願いします。

○安藏委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 まず、金額につきましては、工事管理受注者等の意見を踏まえながら、一般社団法人日本建設機械施工協会が発行する積算資料に基づきまして、積算をしております。積算をしました量につきましては、前回ありました地盤改良工の機械、機械がとまったところから支持層までの深さまでの全量に障害物があるという想定のもと、量を想定して積算しております。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 ということは、これより減ることはあっても、ふえることはないと理解していいのかな。

○安藏委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 現在の状況におきましても、想定よりもかなり少ない量となっております。想定しました量よりは、ふえるということはありません。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、終わって見たら、これは金額が変わる、下がるってことがあるって思っているんでしょうか。

○安藏委員長 宮田課長。

○宮田新ごみ処理施設整備課長 最終的に精算というところで、数字の方を精算させていただきます。

○安藏委員長 はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、議案第39号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第42号 土地の取得について（総合運動公園市民球場用地）について、質疑のある方は発言を願います。いいですか。

土田委員。

○土田委員 すみません。そしたら、1億3,000万円で買うという議案ですけれども、ということは、これまではこちらの方の土地だったところに、市としては賃借料を払って使用していたんですね。これって、見川って、すごい昔ですよ、建っているのって。どのくらいの賃借料を支払い、これまでしてきたのかというのを教えてください。

○安藏委員長 太田体育施設整備課長。

○太田体育施設整備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

これまでの当該土地の賃借料の合計といたしましては、約1億2,000万円でございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

もう一つは、これ以外にも、この中でまだ市の土地になっていない部分っていうのはあるんでしょうか。

○安藏委員長 太田課長。

○太田体育施設整備課長 ただいまの御質問でございますけれども、総合運動公園の中では、軟式球場などにまだ借地の部分が残っております。

○安藏委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、議案第42号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第8款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）につきまして、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、議案第43号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第48号 平成30年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）につきまして、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようですので、議案第48号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、18日月曜日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして本日の総務環境委員会を散会します。
御苦労さまでした。

午後 1時34分 散会